

亀山市告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、これを告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市産業建設部用地管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

令和3年1月21日

亀山市長 櫻井 義之

第1

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21274
- 3 路線名 川合みどり線
- 4 道路の区域

変更の区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
			最小	最大
川合町字西垣内543番地先から川合町字山神戸698番1地先まで	旧	87.00	最小	2.79
			最大	6.00
	新	87.00	最小	2.79
			最大	6.00

第2

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21349
- 3 路線名 川合28号線
- 4 道路の区域

変更の区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
			最小	最大
川合町字里沢447番31地先から川合町字里沢447番33地先まで	旧	35.50	最小	4.01
			最大	4.01
	新	35.50	最小	6.00
			最大	6.00